

2017年5月31日

クレーン倒壊事故の住民説明会と 高浜3・4号の再稼働中止を求める緊急要請書

～5月25日のクレーン倒壊事故に関する国会議員レクを踏まえて～

滋賀県知事 三日月 大造 様

日頃は滋賀県民の安全と、関西1,400万人の命の水源地である琵琶湖の安全確保にご尽力いただき感謝しています。また、高浜原発3・4号、大飯原発3・4号の再稼働に反対を表明していただきありがとうございます。

1月20日のクレーン倒壊事故は、高浜原発1・2号の40年超え寿命延長工事の最中に起きました。滋賀県をはじめ、京都府や30km圏内の京都府7市町自治体等では、関電の安全管理のずさんさに強い批判がだされています。それにも関わらず関電は、福井県知事と高浜町長のみ了承だけで、5月17日には高浜4号の原子炉を起動し、6月上旬には3号の原子炉起動も強行しようとしています。

私たちは、5月25日に参議院議員会館で行われた、規制庁から福島みずほ議員へのレクに参加しました。そこで明らかになった下記の問題点は、高浜3・4号を再稼働できる状況ではなく、安全審査上も大きな問題があることを示しています。そのため、議員レクの内容をお伝えし、住民説明会等を改めて強く要請します（議員レクの詳細は、別紙の「5月25日議員レクの報告」を参照してください）。

以下の問題点について、6月1日の滋賀県原子力安全対策連絡協議会で、関電と国に説明を求め、住民にも直接説明するよう求めてください。

[議員レクで明らかになった問題点]

- 高浜3・4号の可搬型重大事故対処設備（電源車や放水砲等）は、クレーン倒壊の範囲内に配置されています。高浜3・4号で事故が起きた場合に、地震等でクレーンが倒壊すれば、電源車等が使用できなくなる可能性があり、深刻な事態となります。
- 関電は、5月11日の京都府30km圏内7市町協議会幹事会で、自治体からの疑問に答えて「地震によるクレーン倒壊の評価」を初めて説明しました。
しかし、その評価内容は規制庁に報告していませんでした。関電の勝手な評価なのです。

- 関電が規制庁に報告したのは、「風によるクレーン倒壊の評価」ですが、「4 台の電源車全てが壊れることはない」「予備が壊れても他がある」という甘い想定によるものです。それにも関わらず、規制庁は 3 月 1 日に関電の評価を了承しています。
- さらに、規制委員会の新基準適合性審査では、クレーン倒壊は対象外だと規制庁は述べました。しかし国は、電源車等は予備も含めて全てが機能することを前提に審査して許可を出しています。例えば、新規制基準（設置許可基準規則）43 条 3 項 5 号は、地震や自然現象等の影響を受けないように配置するよう定めています。電源車や放水砲、タンクローリー等をクレーンが倒壊するような範囲に保管するのは、明らかにこの基準に違反します。

このように、高浜 3・4 号の安全上重要な設備のいくつかについて、設置変更許可時（2015 年 2 月 12 日）には想定していなかったリスクが、クレーン倒壊事故によって明らかになったわけです。再稼働どころではありません。再稼働を中止し、審査をやり直さなければなりません。

要 請 事 項

1. 地震によるクレーン倒壊の評価も含めて、滋賀県と県内自治体そして住民に対して直接説明するよう、関電と国に求めてください。
2. 高浜 3・4 号の再稼働と高浜 1・2 号の寿命延長工事を中止し、審査をやり直すよう、関電と国に求めてください。

2017 年 5 月 31 日



避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581